明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務九〇）　一
○技術士法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三四）　二
〔告　示〕
○二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を定める件（総務三五九）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人国立科学博物館第十一期事業年度財務諸表、平成二十三事業年度財務諸表（独立行政法人農業環境技術研究所・独立行政法人日本原子力研究開発機構・独立行政法人土木研究所・独立行政法人建築研究所）、土地家屋調査士名簿登録等、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、企業年金基金変更関係　二八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二九
会社その他
会社決算公告　三三

省　令

○総務省令第九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

総務大臣　樽床　伸二

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十九　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十一）」を「第四節の二十九　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十一）」に改める。

第四章第四節の二十九の次に次の一節を加える。

第四節の三十　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

（二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の三十二　二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単向通信方式、複信方式又は同報通信方式であること。

二　変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。

三　通信方式が単向通信方式である場合の送信空中線は、直径一〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向特性を有すること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の十一中「各号に」を「各号の条件に」に改め、同条第二号中「振幅変調方式、周波数変調方式、四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調方式」を「振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するもの」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第二号に次のように加える。

第63	23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。	

別表第三号54中「53まで」を「54まで」に改め、同表54を同表55とし、同表53の次に次のように加える。

54	23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	